

表彰規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 就業規則により、職員の表彰は本規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業績表彰
- (2) 永年勤続表彰
- (3) 定年退職表彰
- (4) 永年勤続退職表彰

(業績表彰)

第3条 業績表彰は職員が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 社会福祉の業務に関し、特に有益な研究成果、発明等があったとき
- (2) 職務に関し、抜群の努力と能力を発揮し、その業績が特に顕著であると認められたとき
- (3) 職務上、災害を未然に防止し、又は事変に際し、特別の功績があったとき
- (4) 職務の内外を問わず、顕著な功績又は善行があったとき

(永年勤続表彰)

第4条 永年勤続表彰は、正職員、嘱託職員及び非常勤職員が法人設立記念日（11月7日）において、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 10年表彰 勤続年数が10年以上11年未満の者
- (2) 20年表彰 勤続年数が20年以上21年未満の者
- (3) 30年表彰 勤続年数が30年以上31年未満の者
- (4) 40年表彰 勤続年数が40年以上の者

2 前項の規定にかかわらず、理事長が適当でないと認めた者は表彰しないものとする。

(定年退職表彰)

第5条 定年退職表彰は、定年退職する職員または、定年後、継続雇用され退職する職員に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、勤続年数が10年未満の者及び理事長が適当でないと認めた者は表彰しないものとする。

(永年勤続退職表彰)

第6条 永年勤続退職表彰は、職員が定年以外の理由により退職する場合に行う。

2 前項の規定にかかわらず、勤続年数が10年未満の者及び理事長が適当でないと認めた者は表彰しないものとする。

(表彰の内容)

第7条 表彰の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業績表彰 表彰状・記念品（記念品の額は、業績の内容に応じて、その都度理

事長が定める。)

(2) 永年勤続表彰

①10年表彰

正職員及び嘱託職員 表彰状・特別有給休暇2日・旅行券 50,000円分
非常勤職員 表彰状・旅行券 20,000円分

②20年表彰

正職員及び嘱託職員 表彰状・特別有給休暇3日・旅行券100,000円分
非常勤職員 表彰状・旅行券 20,000円分

③30年表彰

正職員及び嘱託職員 表彰状・特別有給休暇3日・旅行券150,000円分
非常勤職員 表彰状・旅行券 20,000円分

④40年表彰

正職員及び嘱託職員 表彰状・特別有給休暇3日・旅行券200,000円分
非常勤職員 表彰状・旅行券 20,000円分

(3) 定年退職表彰

①勤続年数10年以上20年未満の者 記念品 (20,000円相当)

②勤続年数20年以上30年未満の者 記念品 (30,000円相当)

③勤続年数30年以上40年未満の者 記念品 (40,000円相当)

④勤続年数40年以上の者 記念品 (50,000円相当)

(4) 永年勤続退職表彰

①勤続年数10年以上20年未満の者 記念品 (10,000円相当)

②勤続年数20年以上30年未満の者 記念品 (20,000円相当)

③勤続年数30年以上40年未満の者 記念品 (30,000円相当)

④勤続年数40年以上の者 記念品 (40,000円相当)

2 前項第2号の特別有給休暇は、表彰日から1年以内に、旅行券を使用して旅行する場合に付与するものとし、付与単位は1日とする。また、旅行後、所定の永年勤続表彰旅行報告書を提出するものとし、1年以内に旅行券を使用しなかった場合は返還するものとする。

(勤続年数の計算)

第8条 勤続年数の計算は、次のとおりとする。

(1) 採用の日から起算する。

(2) 退職した後、再び就職したときは、再就職の日を起算日とする。

(3) 休職又は停職により、勤務しなかった期間が1か月以上に亘る期間は、勤続年数から除く。

(表彰の時期)

第9条 表彰の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 業績表彰 理事長が定める日 (該当の都度)

(2) 永年勤続表彰 11月7日 (法人設立記念日)

(3) 定年退職表彰 3月31日 (定年退職日) 及び退職日 (退職の都度)

(4) 永年勤続退職表彰 退職日 (退職の都度)

(実務規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、実施の細部について必要な事項は理事長が定める。

(変更)

第11条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成22年6月1日から就業規則より分離して施行する。

附則 この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成25年11月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成29年11月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和元年6月1日から施行する。

永年勤続表彰旅行報告書

次のとおり、永年勤続表彰旅行を実施しましたので報告いたします。

報 告 日	令和 年 月 日		
報 告 者	所属	ともえ会・子鹿医療療育センター・こじか荘・ともえ学園	
	職名	氏名	⑩
表 彰 年 数	10年 ・ 20年 ・ 30年 ・ 40年		
旅行券の受給金額	20,000円・50,000円・100,000円・150,000円・200,000円		
旅行券の残額	円		
旅 行 日	行 き 先 等		旅行代金
年 月 日～ 年 月 日			円
年 月 日～ 年 月 日			円
年 月 日～ 年 月 日			円

※旅行先等を確認できる書類を添付

		理 事 長	事 務 局 長	次 長	事 務 員
受 理 日	令和 年 月 日				
確 認 日	令和 年 月 日				